[事案 2020-290] 新契約無効請求

• 令和 3 年 6 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な説明等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月に、銀行を募集代理店として契約した一時払変額終身保険について、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)契約に際し、生命保険であるとの説明を受けていない。
- (2)募集人から、5年預ければ1割増えると説明を受け契約したが、5年経過しても解約返戻金が既払込保険料を下回っている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、生命保険であることを説明しているうえ、説明資料や申込書類等の随所に生命保険である旨が記載されている。
- (2)募集人は、5年預ければ1割増えるとの説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が 5 年間経過すると 1 割増えると誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。